

要 請 書

2013年1月17日

愛知県知事 大村秀章様

導水路はいらない！愛知の会
共同代表 小林 収 ・加藤 伸久

日頃、愛知県政にご精励のこと、敬意を表します。

私たちは、愛知県が約318億円（利水＝約186億円、治水＝約132億円）負担するとされる木曾川水系連絡導水路事業に対して、公金を支出することをやめるように求めている団体です。本導水路は、愛知県にとって使い途のない全く不要なものであるばかりか、長良川及び木曾川に甚大な環境被害をもたらすおそれがあります。

2009年の総選挙で成立した前政権の方針によって、木曾川水系連絡導水路事業はいったん「凍結」とされてきました。そして2011年の知事選挙で（河村・名古屋市長との）共同公約において、貴職は、「木曾川水系連絡導水路事業の見直し」を明記しました。私たちは大いに期待しました。

しかし、その後、共同公約で約束した「本導水路事業の見直し」は具体化せず、事業者が設置している「木曾川水系連絡事業の関係地方公共団体からなる検討の場」では、愛知県は、いまだに前知事の立場（本導水路事業推進）を踏襲しています。貴職が私たち県民に約束した共同公約はどうなっているのでしょうか？

今般の総選挙によって、「公共事業推進」の旧い政権へと回帰しようとしています。政府は本導水路事業も「凍結解除 → 事業継続」へと舵を切ってくると思われる。本導水路事業は愛知県にとって使い途のない全く不要な事業であり、愛知県の財政を一層危機に陥らせるものであって、愛知県はこれに追随してはなりません。

今なら「撤退ルール」（独立行政法人水資源機構法令に規定）に基づき、愛知県は負担なく本導水路事業から撤退できます。

愛知県に財政破綻をもたらす無駄な本導水路事業から撤退し中止に向けた決断をされることについて、下記の事項を強く要請します。

記

1. 木曾川水系連絡導水路事業から、愛知県として、利水者としては独立行政法人水資源機構法令が規定する「撤退」をすること
2. 「木曾川水系連絡事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において、愛知県として、中止の立場を明らかにすること

以上

添付参考資料

「撤退ルール」国土交通省説明資料、及び同「説明資料」に負担額を記載したもの

要 請 書

2013年1月17日

名古屋市長 河村たかし様

導水路はいらない！愛知の会
共同代表 小林 収 ・加藤 伸久

日頃、名古屋市政にご精励のこと、敬意を表します。

私たちは、愛知県が約318億円（利水＝約186億円、治水＝約132億円）、名古屋市が約121億円（利水）を負担するとされる木曾川水系連絡導水路事業に対して、公金を支出することをやめるように求めている団体です。本導水路は名古屋市にとって使い途のない全く不要なものであるばかりか、長良川及び木曾川に甚大な環境被害をもたらすおそれがあります。

2009年5月、貴職は、本導水路事業からの撤退の意思を表明されました。また2011年の市長選挙で（大村・愛知県知事との）共同公約において、貴職は、「木曾川水系連絡導水路事業の見直し」を明記しました。私たちは大いに期待しました。しかし、その後、共同公約で私たち市民に約束した「本導水路事業の見直し」は具体化していません。

今般の総選挙によって、「公共事業推進」の古い政権へと回帰しようとしています。政府は本導水路事業も「凍結解除 → 事業継続」へと舵を切ってくることとされます。本導水路事業は名古屋市にとって使い途のない全く不要な事業であり、名古屋市の財政を一層危機に陥らせるものであって、名古屋市はこれに追随してはなりません。

今なら「撤退ルール」（独立行政法人水資源機構法令に規定）に基づき、名古屋市は負担なく本導水路事業から撤退できます。

名古屋市に財政破綻をもたらす無駄な本導水路事業から撤退し中止に向けた決断をされることについて、下記の事項を強く要請します。

記

1. 本導水路事業から、名古屋市として、利水者として正式に独立行政法人水資源機構法令が規定する「撤退」をすること。
2. 「木曾川水系連絡事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において、名古屋市として、中止の立場を明らかにすること。

以上

添付参考資料

「撤退ルール」国土交通省説明資料、及び同「説明資料」に負担額を記載したもの

要 請 書

2013年1月17日

名古屋市上下水道局長
長谷川 和司 様

導水路はいらない！愛知の会
共同代表 小林 収 ・加藤 伸久

日頃、名古屋市政にご精励のこと、敬意を表します。

私たちは、愛知県が約318億円（利水＝約186億円、治水＝約132億円）、名古屋市が約121億円（利水）を負担するとされる木曾川水系連絡導水路事業に対して、公金を支出することをやめるように求めている団体です。本導水路は名古屋市にとって使い途のない全く不要なものであるばかりか、長良川及び木曾川に甚大な環境被害をもたらすおそれがあります。

2009年5月、河村名古屋市長は、本導水路事業からの撤退の意思を表明されました。また2011年の市長選挙で（大村・愛知県知事との）共同公約において、河村名古屋市長は、「木曾川水系連絡導水路事業の見直し」を明記しました。私たちは大いに期待しました。

しかし、その後、共同公約で私たち市民に約束した「本導水路事業の見直し」は具体化していません。

今般の総選挙によって、「公共事業推進」の古い政権へと回帰しようとしています。政府は本導水路事業も「凍結解除 → 事業継続」へと舵を切ってくると思われる。本導水路事業は名古屋市にとって使い途のない全く不要な事業であり、名古屋市、並びに名古屋市上下水道事業の財政を一層危機に陥らせるものであって、名古屋市はこれに追随してはなりません。

今なら「撤退ルール」（独立行政法人水資源機構法令に規定）に基づき、名古屋市は負担なく本導水路事業から撤退できます。

名古屋市に財政破綻をもたらす無駄な本導水路事業から撤退し中止に向けた決断をされることについて、下記の事項を強く要請します。

記

1. 本導水路事業から、名古屋市として、利水者として正式に独立行政法人水資源機構法令が規定する「撤退」をすること。
2. 「木曾川水系連絡事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において、名古屋市として、中止の立場を明らかにすること。

以上

添付参考資料

「撤退ルール」国土交通省説明資料、及び同「説明資料」に負担額を記載したもの